よくある質問

- Q1 停電時や火災時に使用する送風機(あるいは排煙送風機)について、非常時の用途であるため常時使用しません。届出が必要でしょうか?
- A 1 届出が必要です。非常用途であっても、送風機の定格出力が、7.5kW以上の場合、 騒音規制法の特定施設に該当します。
- Q2 送風機の原動機が1基内に3つ組み込まれています。個々の定格出力は7.5kW 未満ですが、合計すると7.5kW以上になります。特定施設に該当しますか?
- A2 該当しません。個々の原動機の定格出力をみて判断します。
- Q3 空調機、冷凍機、クーリングタワーの圧縮機は、振動規制法の特定施設に該当しま すか?
- A3 該当しません。振動規制法で規定している圧縮機とは、日本標準商品分類の「圧縮機」です。問いの圧縮機は「冷凍機」となるため、該当しません。
- Q4 騒音規制法の「種類ごとの数変更届出書」はどのような場合に提出しますか?
- A 4 変更後の基数が変更前の2倍以上の基数となる場合です。例えば、既に機械プレス 5台の届出が提出されている特定工場において、新たに機械プレス機を6台増設す る時です。この場合、変更後の数が変更前の5台の2倍以上となるためです。 この他には、設置していなかった種類の特定施設を追加で設置する場合、届出が必 要になります。

どちらの場合も出力は関係なく、あくまでも特定施設の種類で考えます。 なお、特定施設の更新、能力の変更、数を減少する場合は届出不要です。

- Q5 振動規制法の「種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法変更届出書」はどのような場合に提出しますか?
- A 5 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加する場合、特定施設の更新により新たな能力の特定施設が設置される場合、特定施設の使用開始時間の繰り上げ又は使用終了時間の繰り下げを行う場合が該当します。

なお、特定施設の数を減少する場合、届出を行っている使用時間内の変更の場合の 届出は不要です。